

資

料

1

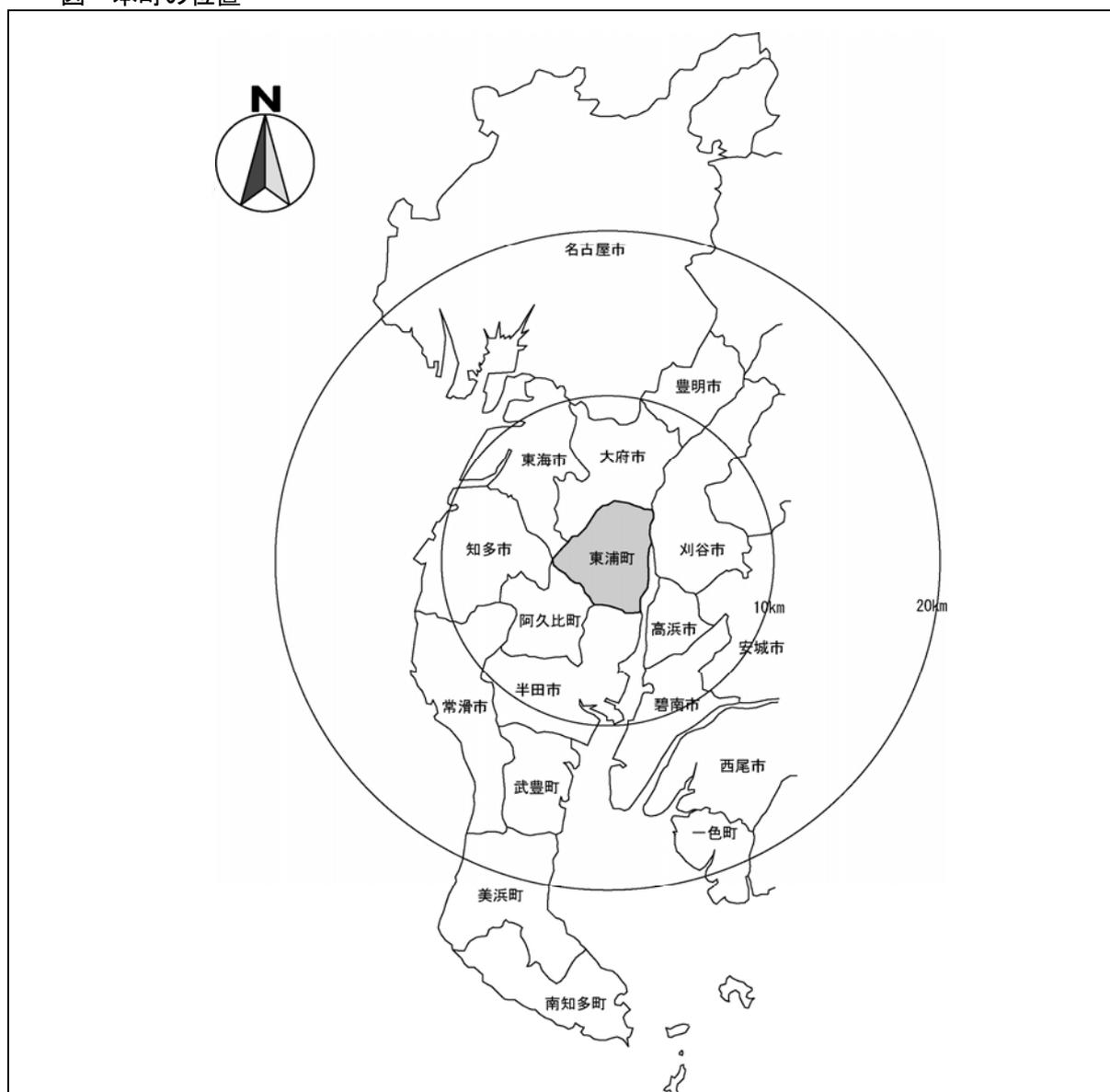
東浦町の広域的な位置づけ

資料 1 東浦町の広域的な位置づけ

資料 1 - 1 東浦町の位置

本町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあり、東西約 6.2km、南北約 7.7km、総面積 3,108ha の町域を有している。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾を挟んで、刈谷市、高浜市を対岸に望み、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接している。本町は東部の低地と中央部、西部の丘陵地からなっており、東部には J R 武豊線と国道 366 号、西部には名鉄河和線と知多半島道路が通っている。

図 本町の位置



資料 1 - 2 周辺市町との結びつきの状況

1. 消費者購買動向にみる結びつき

本町では、周辺市町への大型店の進出により、町外購買率は上昇傾向にあった。特に買い回り品については刈谷市に大きく依存し、贈答品についても刈谷市、名古屋市の商圈に含まれていた。

しかしながら、平成 13 年 7 月に J R 緒川駅東地区に大規模商業施設が開業し、本町の商業拠点として新たな商圈を形成した。

この開業後、小売業の商品販売額は上昇傾向で推移するなど、これまで買い回り品などで刈谷市に大きく依存していた購買動向の傾向に変化が見られる。

2. 交通体系にみる結びつき

本町の東部を J R 武豊線が南北に通っており、J R 東浦駅を始め4駅が設置されている。これらの各駅から名古屋市までは、J R 東海道本線を介して概ね30分程度で連絡している。

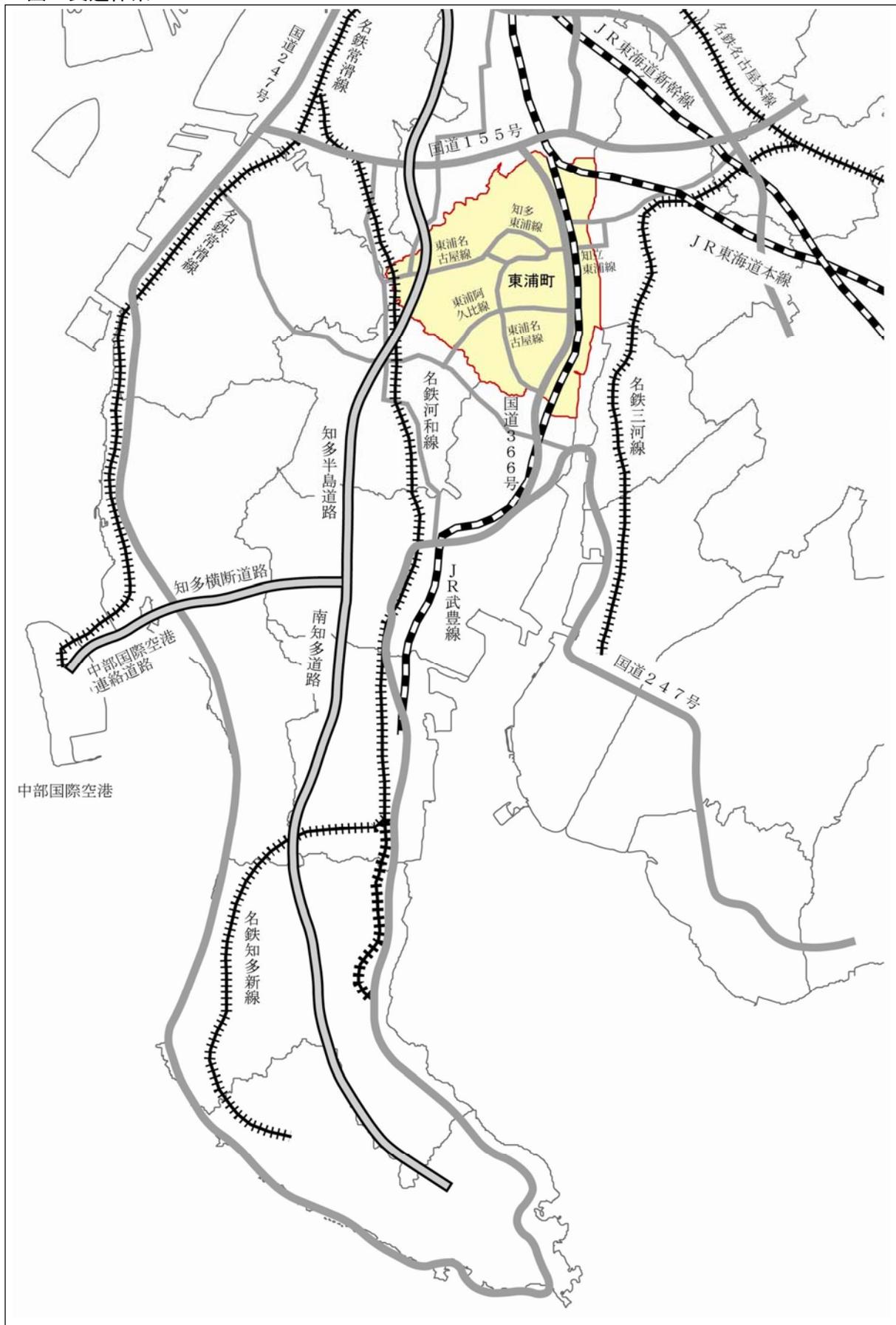
また、本町の西端部には名鉄河和線が南北に通っており、本町に近接する位置に名鉄巽ヶ丘駅があり、J R 同様30分程度で名古屋市に連絡している。

道路による周辺都市との連絡は、東部を国道366号が南北に通り、大府市、半田市と連絡している。

また、西部には知多半島道路が通り、東浦知多インターチェンジ（以下、東浦知多 I C とする。）が設置され名古屋市と結ばれているほか、中部国際空港と連絡している。

さらに、東西方向については、県道（知多東浦線・東浦阿久比線など）が通っており、東西を連絡するとともに、刈谷市、東海市、知多市、阿久比町と連絡している。

図 交通体系



資料 1-3 上位計画・関連計画における位置づけ

1. 上位・関連計画の概要

(1) 中部圏広域地方計画

(平成 21 年 8 月：国土交通省)

■計画期間 平成 21 年度からおおむね 10 ヶ年

■中部圏の将来像

「日本のまんなかから世界のまんなかへ」

- ①にぎわいあふれる国際交流圏・多文化共生圏
 - ・ものづくり産業の更なる発展
 - ・産業交易の拡大
- ②世界をリードする産業・技術のイノベーション圏
 - ・新たな文化の形成・発展等の付加価値の創出
- ③人々が生き生きと、安心して暮らすことができる持続可能な環境先進圏
 - ・環境負荷軽減
 - ・自然と調和した快適で文化的な生活
 - ・多様な生き方の尊重、交流・連携
 - ・安全で安心な生活環境の確保

■中部圏整備の持続的発展に向けた戦略（項目のみ抜粋）

- ①「まんなか」～優位性の活用
- ②「戦略性」～選択と集中・潮流の活用・新たな公
- ③「持続性」～持続可能な発展

■分野別発展戦略（項目のみ抜粋）

- ①交流・連携～中部圏の資源を活かした国内外の多様な交流の拡大
- ②活力～世界のものづくりの中心地としての産業競争力の強化
- ③環境～持続可能な環境共生社会を実現する環境先進圏の形成
- ④暮らし～誰もが生き生きとして暮らせる地域社会の実現
- ⑤安全・安心～安全・安心で災害にも強い地域づくり

■中部圏のリーディングプロジェクト（都市計画に関連のある項目について抜粋）

- ①ものづくり産業の競争力強化プロジェクト
 - ・利便性の高い物流拠点の形成
 - ・産業用地、交通網等の基盤の拡充・強化
- ②低炭素社会実現プロジェクト
 - ・環境負荷の少ない交通体系・基盤等の構築
- ③いきもの共生プロジェクト
 - ・森林・里山・田園・河川・海等、地域特性に応じた自然環境保全対策等の推進
- ④国際ゲートウェイ中部プロジェクト
 - ・国際交流・物流拠点への高速交通ネットワークの構築
- ⑤暮らしの安心・快適プロジェクト
 - ・行政・運輸事業者における利便性・安全性の高い交通体系・基盤の構築
- ⑥災害克服プロジェクト
 - ・災害に強い地域づくりを進めるための戦略的な社会資本整備や防災体制づくり等の推進

(2) 第4次中部圏基本開発整備計画

(平成12年3月：国土庁)

■計画期間 平成12年度からおおむね15ヶ年

■中部圏の将来像

- ・世界に開かれた圏域の形成
- ・「美しい中部圏」の創出
- ・国際的産業・技術の創造圏域
- ・誰もが暮らしやすい圏域

■目指すべき圏域構造

- ・世界に開かれた多軸連結構造の形成

■中部圏整備の主要施策（項目のみ抜粋）

- ①世界につながる多様な連携、交流の展開
 - ②世界水準の産業・研究開発集積の形成
 - ③豊かな自然と共生した循環型社会の構築
 - ④創造性豊かな諸活動の展開
 - ⑤誰もが暮らしやすい圏域づくりの推進
 - ⑥多彩な連携・交流を支える交通、情報通信体系の整備と良質な社会資本の形成
- ※第4次中部圏基本開発整備計画に基づく、本町を含む「都市整備区域」における位置づけ等については、次項の「都市整備区域建設計画」に整理する。

(3) 都市整備区域建設計画

(平成18年7月：愛知県 三重県)

■計画期間 平成18年度からおおむね5年間

■計画の区域

愛知県の名古屋市、岡崎市（一部）、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（一部）、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、愛知郡東郷町、長久手町、西春日井郡豊山町、春日町、丹羽郡大口町、扶桑町、海部郡七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幡豆郡一色町、吉良町、幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、並びに三重県の日吉市、桑名市、いなべ市（一部）、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡朝日町、川越町の59市町村

■重点施策の方向（都市計画マスタープラン関連のみ抽出）

①安心・安全を実感できる地域社会の形成

- ・広域防災ネットワークを構築
- ・街なか居住や公共施設の中心部への誘導
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた高齢者向住宅の整備
- ・市街地再開発の推進
- ・森林や農地が持つ水源かん養等の多面的機能の維持・向上を図る等流域圏一体となった取組

■地域別施策の方向（本町が含まれる区域南部のみ抜粋）

- ・「あいち健康の森」周辺において、国内唯一の長寿に関する高度専門医療センターである国立長寿医療センターを活かし、健康長寿をテーマとした産学官連携による次世代産業クラスターの形成
- ・安定的な水の確保に努めるとともに、下水道等の整備促進、土地区画整理事業の推進により居住環境の整備

■産業別振興の方向（本町が含まれる区域南部のみ抜粋）

□工業

- ・計画的かつ秩序ある土地利用を図りながら工業用地の確保に向けた取組（全域一般）
- ・安定的な水の確保に努めるとともに、下水道等の整備促進、土地区画整理事業の推進により居住環境の整備（全域一般）
- ・「あいち健康の森」周辺において、国内唯一の長寿に関する高度専門医療センターである国立長寿医療センターを活かし、健康長寿をテーマとした産学官連携による次世代産業クラスターの形成（区域南部）

■土地の利用に関する事項（本町が含まれる区域南部のみ抜粋）

□住宅地（全域一般）

- ・交通の利便性、災害の防止、生活環境の向上等を考慮しながら、人口の適正配置を進めるため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の整備等を推進

□商業地（全域一般）

- ・鉄道駅周辺を中心とした商業地の一層の高度化

□工業地（全域一般）

- ・計画的かつ秩序ある土地利用を図りながら、工業用地開発を推進
- ・緩衝緑地等の緑地の計画的確保

□住宅地（区域南部）

- ・良好な都市機能を備えた住宅用地の計画的な整備
- ・丘陵地には都市化の動向とあわせ集团的な住宅地を確保

□商業地（区域南部）

- ・諸都市の鉄道駅周辺において再開発を推進し、土地利用の高度化

工業地（区域南部）

- ・計画的かつ秩序ある土地利用を図りながら、新たな産業の受け皿として、工業用地を確保

農用地（区域南部）

- ・集団的優良農地の確保・保全等
- ・レクリエーション活動との関連を持たせつつ、都市近郊農業を振興

■施設の整備に関する事項（本町に関連のある項目のみ抜粋）道路

- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の道路ネットワークを計画的、重点的に整備
- ・整備を進める主要な道路：一般国道（一般国道 366 号）、主要地方道（名古屋碧南線）、街路（名古屋半田線）
- ・電線共同溝の整備

港湾

- ・東浦地区等の緑地の整備

宅地

- ・生活環境、自然環境及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的に良好な住宅用地、工業用地を確保

河川等

- ・境川流域において総合治水対策を推進

下水道

- ・境川の流域下水道の整備

■環境の保全に関する事項（本町に関連のある項目のみ抜粋）豊かな自然環境・水環境の保全・再生

- ・都市公園の整備や緑地の保全、道路沿道の緑化、親水空間・ビオトープの創出等
- ・都市近郊に残る里山や農地等の保全・活用を図るため、農地等の整備・保全

■防災対策に関する事項（本町に関連のある項目のみ抜粋）震災対策に関する事項

- ・急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流、山地災害危険地区等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設や砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備
- ・都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定等、防災空間の整備
- ・市街地再開発事業や土地区画整理事業等により、災害に強い都市構造の形成

風水害に関する事項

- ・急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流、山地災害危険地区等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設や砂防設備、山地治山事業等の計画的な

整備を進め、土砂災害の防止

- ・土砂災害防止法に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、住宅等の新規立地抑制等の対策を推進するとともに、土砂災害危険区域図を作成して、市町村における土砂災害ハザードマップの作成を支援
- ・堤防、護岸、離岸堤等の海岸保全施設の整備を推進
- ・海岸防災林の整備等により、海岸保全機能の維持・向上
- ・農地の多面的機能の保持、侵食・崩壊の防止、地すべり被害の防止等のため、農地防災対策や農地保全対策を推進
- ・道路、河川、港湾等骨格的な基盤施設の風水害に対する安全性の確保を図るための整備等を推進
- ・体系的な道路ネットワークの整備を推進し、災害時の緊急輸送道路の確保
- ・河川・下水道が連携して水害対策の推進

(4) 政策指針 2010-2015

(平成 22 年 3 月:愛知県)

■期 間 2010 年(平成 22 年) から 2015 年(平成 27 年)

■基本方針 「安心、希望、そして風格ある愛知へ」

■社会経済情勢の変化と 2015 年に向けた地域づくりの視点

①大転換期の社会経済

- グローバル経済の進展と世界同時不況
- 社会の安心・信頼性の低下、希望の喪失
- 地球規模での資源・環境問題の高まり
- 地方分権の進展
- 超高齢社会への突入

②2015 年に向けた地域づくりの視点

- 人・地域の「つながり・絆」
 - ・家庭・家族の再生
 - ・地域による課題解決力の向上
 - ・地域相互の連携と補完の拡大
- 経済・環境の「持続可能性」
 - ・社会の安心と雇用の安定が経済活力を生み出す好循環の実現
 - ・経済環境の変化に負けない複合型産業構造の構築
 - ・低炭素社会、自然共生社会に向けた戦略的取組と環境調和型経済の実現
- 愛知・中部の風格
 - ・文化力などソフトパワーの強化
 - ・多様な人材・価値観を受け入れ、世界に貢献する国際都市圏づくり
 - ・「中部広域交流圏」全体の魅力と交流拠点性の向上

■基本課題と主要政策（本町に関連する項目のみ抜粋）

いのちを守る「安心・安全」の社会をつくる

健康長寿あいちの実現

- ・あいち健康の森内への薬草園の整備

被害の半減をめざした地震減災対策

- ・住宅耐震診断・耐震改修の補助、安価な住宅耐震改修工法の開発・普及
- ・多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進

風水害・渇水への対応力強化

- ・大型台風や局地的な大雨などに伴う洪水や土砂災害、高潮に対して、人命や資産を守る効果が高く危険性の高い箇所への重点的な対策の推進(河川改修、砂防事業、農地の防災対策、治山事業等の実施)
- ・治水事業の重層化(境川・猿渡川流域の特定都市河川浸水被害対策法に基づく早期の指定をめざす)

交通事故抑止対策の推進

- ・安心歩行エリアの整備や歩行空間のバリアフリー化の拡大
- ・幹線道路における事故危険箇所対策や緊急事故多発交差点対策、レッドゾーン交差点対策の実施

□「革新力」と「持続力」を持つ産業をつくる

次世代産業の育成・振興

- ・「あいち健康長寿産業クラスター推進協議会」による、医療機器・再生医療・健康サービスの重点3分野に係る新たな製品・サービスの開発支援

緑の投資・技術革新による経済発展の実現

- ・中小事業所における新エネルギー施設の導入、省エネ型機器更新に対する支援

戦略的な産業立地の推進

- ・産業立地優遇制度の充実
- ・航空宇宙、先端素材、健康長寿、環境・新エネルギーなど次世代産業分野をターゲット業種とした戦略的な企業誘致活動の実施
- ・新東名高速道路の整備など道路網の進展を踏まえたI C周辺や交通アクセス等の利便性の高い地域などでの用地開発の推進

産業としての観光の推進

- ・農商工連携などによる土産物(特産品)の開発・販売の支援
- ・観光事業者のイノベーションの支援、観光人材の育成

食料供給力向上に向けた農業の強化

- ・「農地利用集積円滑化団体」制度の導入促進による担い手への利用集積推進
- ・耕作放棄地の解消推進

□地域まるごと「環境本位」の社会にする

低炭素社会に向けた先駆的取組の推進

- ・低炭素型のまち(クールシティ)づくりの推進(歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり、建物の緑化や公園緑地整備事業等による都市緑化などヒートアイランド対策の推進など)
- ・再生可能エネルギーの普及促進

持続可能な自動車社会と「エコ モビリティ ライフ」の推進

- ・県・市町村・地元企業の率先導入、EV・PHVを活用したカーシェアリング事業、購入に際してのインセンティブの創出
- ・自治体・商業施設等への充電設備の整備、カーナビ等IT活用によるユーザーの利便性向上
- ・EV・PHVの試乗会・展示会の開催、優良事業所の認定
- ・パーク&ライドの普及拡大

COP10の開催地にふさわしい生物多様性保全の取組

- ・生物の生息生育空間となっている貴重な自然環境(コアエリア)を緑地や水辺等でつなぐ「生態系ネットワーク」の形成推進
-

- ・里地・里山・里海の保全・再生(生態系保全に配慮した農業農村の整備、多自然川づくり、NPO等の活動支援、企業との協働による森づくり、都市公園における県民との協働による自然とふれあいの場の整備、伊勢湾・三河湾の里海再生)

「あいち森と緑づくり税」を活用した森と緑の整備・保全

- ・都市における樹林地の保全・創出、民有地の緑化、美しい並木道の再生、県民参加で実施する緑化活動への支援など都市緑化の推進

伊勢湾・三河湾の里海再生

- ・流入負荷対策の推進(総量規制などによる発生負荷対策、下水道等の整備促進など)

□コミュニティから中部圏まで「地域力」と「連携力」を発揮する

知多エリアの地域づくりの方向性

- ・中部圏の国際ゲートウェイ機能のさらなる強化と、健康、観光、環境の先駆的取組を強みに、国際的な交流が展開される都市圏をめざす

○中部国際空港の二本目滑走路の早期整備やさらなるアクセス性向上とともに、中部臨空都市への国際交流・物流機能、商業・集客機能の集積を高め、中部圏の国際ゲートウェイ機能をさらに強化していく。

○名古屋港、衣浦港の整備や名古屋、西三河との広域アクセス、域内道路交通の充実、中核となる都市の再生とともに、あいち健康の森の機能充実などと連動した健康長寿、新エネルギーなど次世代産業の創出・集積により、地域活力の向上を図っていく。

○農林水産業の振興とともに、半島や離島の自然や食文化、あいち健康の森などの地域の優れた資産を生かした「知多観光圏」の形成を図っていく。

○衣浦港3号地廃棄物最終処分場の整備や、ため池、里山、里海の保全再生に取り組むとともに、域内の連携による地域医療体制の確保などにより、環境と共生し、安心な生活環境づくりを推進していく。

(5) 知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成22年12月：愛知県)

■計画期間 平成22年からおおむね20年

■計画の区域 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町、南知多町(一部)

■都市づくりの基本理念 「半島の自然環境、歴史ある産業文化、広域交流拠点をいかした活力ある都市づくり」

■都市づくりの目標

①人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標

- ・ 鉄道駅を中心にさまざまな都市機能を集積し、まちなか居住を促進
- ・ 誰もが暮らしやすい生活環境の確保
- ・ 多様な世代の交流とふれあいが生まれる居住空間の形成
- ・ 活力と魅力ある住宅地の形成

②都市機能の立地・誘導に向けた目標

- ・ J R 緒川駅周辺を、都市活動を支える都市拠点に位置づけ、公共交通の利用者や地域の住民が利用できる都市機能の集積をめざす

③広域交通体系及び公共交通網構築に向けた目標

- ・ 広域交通体系や、それらを補完する幹線道路交通網の構築
- ・ 主要な幹線道路網の充実
- ・ 公共交通網の維持や強化

④産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標

- ・ 高規格幹線道路などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道など、物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地の周辺に、新たな工業系住宅の形成をめざす
- ・ あいち健康の森周辺に、健康をテーマとする新たな産業の創出と雇用の拡大を図るために必要な市街地の形成をめざす

⑤環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標

- ・ 海岸、丘陵地の農地や緑地、点在するため池、市街地の公園、道路などを活用した自然的環境インフラネットワークを形成して、緑豊かな快適な都市をめざす
- ・ 鉄道駅の交通結節機能の強化による乗り換え利便性の向上やバス路線の維持・強化、パークアンドライドの取り組みの促進などにより、自家用車への過度な依存を抑え、公共交通の利用を高め、適切な維持管理による都市基盤施設の長寿命化を図り、環境負荷の低減や限られた資源の循環・有効活用が図られた都市をめざす
- ・ 地震、水害、土砂災害などに強い都市をめざす

■主要な都市計画の決定等の方針

□土地利用

- ・ 住宅地については、公共交通が利用しやすい鉄道駅やバス停の徒歩圏、市役所や町役場

などの徒歩圏を中心に配置

- ・商業地については、中心市街地や拠点性を有する主要な鉄道駅などを中心に、多様な都市機能の集積を高めて、商業機能の充実
- ・都市機能の集積をいかに職住のバランスがとれたまちなか居住を促進
- ・JR緒川駅周辺には、公共交通の利用者や地域住民の暮らしを支える商業、文化、医療・福祉、教育・行政などの都市機能が立地する中心商業地を配置
- ・工業地については、伊勢湾自動車道路、知多半島道路、知多横断道路などのインターチェンジ周辺、主要な幹線道路の沿線、名古屋港や衣浦港の臨海部など、交通の利便性が高く、物流の効率化が図られる地域や、既に工場が集積している工業地の周辺に配置
- ・市街化調整区域において土地区画整理事業などの計画的な市街化を行う地区は、その整備の見通しが明らかになった段階で、住居系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した人口の範囲内で、また、工業系市街地については、尾張広域都市計画圏で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入
- ・災害の恐れがある区域、優良な集団農用地など保全する必要がある区域については、市街化を抑制

□都市施設

- ・都市計画道路は、社会経済情勢などの変化を踏まえ、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直し
- ・中部国際空港、名古屋港、衣浦港につながる広域的な道路網の充実
- ・南北に細長い市街地が形成されている本区域の一体性を高めるため、格子状に計画した幹線道路の整備を推進
- ・誰もが容易に移動できるようにバリアフリー化を促進
- ・日常的な生活に必要な施設や公共公益施設を中心とした歩行者・自転車空間のネットワーク形成
- ・市街化調整区域には、市街地間を結ぶ自動車交通を円滑に流す機能を重視した都市幹線道路等を適切に配置
- ・自動車交通による環境負荷の低減を図るため、環状機能を持った道路の整備、交差点改良、踏切の解消などを促進
- ・鉄道は、路線バスなど他の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、利用者の利便向上、交通混雑の解消、環境の保全、都市空間の効率的な利用
- ・下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化を促進し、快適な水環境の創造
- ・境川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画を策定し、効率的な浸水被害対策を実施
- ・半島中央を南北に延びる丘陵地を中心に、土砂災害対策を推進

■市街地開発事業

- ・土地区画整理事業については、既存ストックを活用しながら不足する都市基盤施設の整備や街区の整備を行い、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な

住宅地や工業地の供給を促進

- ・市街地再開発事業については、土地の有効活用や高度利用が可能となるように、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進
- ・これからの事業の実施にあたっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、まちなか居住の促進に重点をおく

■自然的環境の整備または保全

- ・都市公園をはじめ、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地やため池、河川や海岸の水辺など、住民にとって身近で自然的環境の整備や保全を促進
- ・都市の高温化現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、河川や道路空間の活用も図りつつ、都市公園を拠点とした自然的環境インフラネットワークの形成

図 将来都市構造



(6) 第5次東浦町総合計画

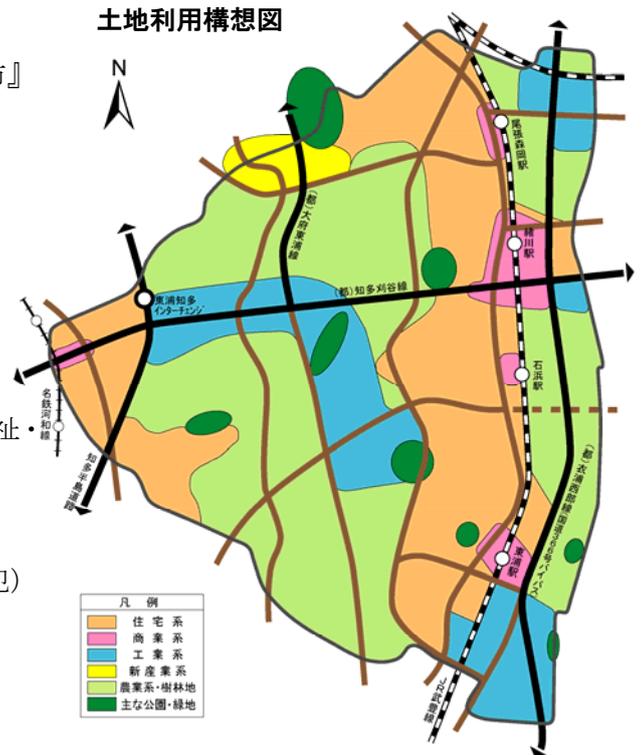
(平成23年4月：東浦町)

- 目標年次 平成32年(2020年)度
- 将来都市像 『笑顔と緑あふれるいきいき都市』
- 目標人口 平成32年度：53,000人
- 土地利用

- ①安全で住みやすい住宅地づくり
- ②地域の活力を支える基盤づくり
- ③豊かな自然環境を保全・活用した環境づくり

■施策の大綱

- ①健康で生きがいのある暮らしづくり(健康・福祉・医療)
- ②豊かな心をはぐくむ人づくり(子育て・教育)
- ③安全安心な生活環境づくり(環境・防災・防犯)
- ④快適な暮らしを支える基盤づくり(基盤整備・産業振興)
- ⑤自立した地域経営の仕組みづくり(地域経営)



■土地利用計画

土地利用	土地利用の方針
住宅系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地内の低・未利用地の有効利用 →・土地区画整理事業による良好な都市基盤の推進 ○新たな住宅地の整備推進 →・民間による宅地開発の誘導 ○既成市街地については狭あい道路の拡幅整備を推進
商業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○JR緒川駅周辺をはじめとした、JR武豊線各駅における住民の身近な需要に対応するにぎわいのある商業地の形成 ○駅周辺を中心とした商業集積 ○魅力ある商店街の形成
工業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○先端産業や物流施設などの工業系施設の誘致 ○東浦知多IC周辺、(都)知多刈谷線及び(都)大府東浦線沿道付近、(都)衣浦西部線沿道付近の地区における基盤整備などと工業系土地利用の誘導
新産業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○あいち健康の森周辺における国立長寿医療研究センターやあいち小児保健医療総合センター、あいち健康プラザなどを軸とした健康・福祉関連の産業・研究機能などの健康長寿関連産業及び関連都市機能の集積を図る新たな用地の整備検討
農業系・樹林地土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の保全 ○農用地の有効的な利用の促進 ○農地の利用集積による効率的利用 ○緑地保全、防災、環境学習などの観点から、開発との調和を図った里山の保全(中央丘陵部)

■部門別計画（都市計画マスタープラン関連のみ抽出）

推進施策	基本事業の方針	
廃棄物	廃棄物・し尿処理対策の促進	○リサイクルプラザの整備促進
自然環境保全	里山の保全	○里山の保全活動の充実
河川治水	河川の改修	○町管理の河川・水路・ため池の計画的な管理・改修 ○県管理の河川の計画的な管理・改修の要請
	雨水対策の強化	○雨水管渠やポンプ場などの計画・整備 ○宅地開発などに伴う調整池・沈砂池の施設整備の指導強化
防災	防災施設の整備	○防災備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備
市街地	新市街地の整備	○安定した住宅地の供給を行うため、自然環境に配慮しながら新たな土地区画整理事業の実施 ○町の財政基盤強化のため、知多半島道路東浦知多IC周辺地区、あいち健康の森周辺地区などに企業の進出を図るため、民間活力を用いた開発を誘導
	既成市街地の整備	○生活道路の整備や避難場所となる身近な公園の整備 ○土地区画整理事業及び民間による宅地開発の誘導
	都市景観の整備	○道路事業や公園整備事業などにおいて景観に配慮した整備 ○地域の特性にあった魅力ある景観の創出（宅地開発）
公園・緑地	公園の整備	○公園の適正な配置などに向けた計画的な公園の整備 ○アダプトプログラムによる住民協働の維持管理の増進
	緑化の推進	○生垣の設置、屋上緑化などの民有地緑化 ○緑のカーテンの普及 ○公共施設などでの緑化の推進
	緑地の保全	○自然環境の優れた緑地を、地権者の理解、協力を得ながら保全を進める ○緑地の適正な管理、保存樹木の掘り起こしなどにより、住民の緑の大切さなどの普及啓発に努める
道路交通	幹線道路の整備	○都市計画道路の計画的な整備推進 ○道路の改良 ○道路ネットワークの強化
	生活道路の整備	○生活道路の用地の確保による拡幅や歩道設置 ○バリアフリー化などの人にやさしい道路整備 ○透水性舗装の実施
公共交通	公共交通網の充実	○公共交通に対するニーズを検証し、住民の理解と協力を得ながら、持続可能な路線の運行に努める ○周辺自治体と連携した広域的な路線の検討
	鉄道の利用促進	○パーク＆ライドの推進 ○高架化や複線化の推進に向けて交通事業者への要望
水の安定供給	安全安心な供給	○水道管や配水池などの更新を行うとともに、漏水箇所の早期把握に努め、定期的かつ計画的な維持管理
	緊急時の水の確保	○緊急時の水の確保に向けて、幹線の水道管を結ぶ連絡管の整備を推進
下水処理	公共下水道の整備	○計画的かつ効率的に汚水施設の整備 ○公共下水道への接続の促進
工業振興	工業基盤の整備	○将来性ある企業誘致に向けた工業用地の整備
商業振興	事業者の育成	○集客力ある大規模施設を核に個性と魅力のある商業施設の立地・誘導策の検討
観光振興	地域資源の活用	○於大まつり、明徳寺川の桜並木やぶどう狩りなどの観光資源を活用
	観光PRの推進	○東浦の観光資源をPRするとともに、ホームページやマスコミの活用を図るなど、情報発信の強化に努める

(7) 東浦町緑の基本計画

(平成 17 年 3 月 : 東浦町)

■目標年次 中間年次：平成 22 年(2010 年)度、目標年次：平成 32 年(2020 年)度**■緑の将来像** 『限りある自然との調和を図り、身近な緑を大切に育てるまち』**■基本方針**①自然との共生

- ・自然植生を残す樹林地や動植物の生息地であるため池、干潟を保全する
- ・人が自然とふれあい、自然への理解を深めることのできる空間を整備する

②豊かな緑の保全

- ・社寺、史跡地の伝統ある緑の保全を進める
- ・優良農地の保全を進めるとともに、遊休農地の活用を図る

③新たな緑の創出

- ・公園・緑地の整備を進める
- ・公共施設や民有地の一層の緑化を推進する
- ・町のシンボルとなるような優れた緑の空間や景観を育てる

④水と緑のネットワーク

- ・河川を軸とした水辺環境の再生を進める
- ・ビオトープの整備を進める
- ・緑と緑をつなぐ緑道、遊歩道、並木の整備を進める

⑤緑を守り育てる活動の普及

- ・緑のまちづくりにむけた意識啓発を進める
- ・町民の主体的な取り組みを支援する体制、制度を整備する

(8) 東浦町の環境を守る基本計画

(平成 23 年 4 月 : 東浦町)

■目標年次 平成 32 年(2020 年)度**■めざす環境像** 『みんなでつくろう！環境を大切にするまち・ひがしうら』**■環境目標及び基本方針（都市計画マスタープラン関連のみ抽出）**

○自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり

□多様な自然を守り育てる

- ・本町の樹林地、河川、ため池を可能な限り保全する。
- ・水と緑のネットワークの形成により、多様な生物が生息する環境を保全するとともに生活においても貴重種から身近な動植物まで大切にする。
- ・農地が農業生産の場として機能し続け、本町の緑の中心であり続けるように農業環境の整備、担い手の育成・確保を行う。
- ・公園・広場や緑地を確保するとともに、道路や建物の敷地内において、樹木の植栽、花壇の設置、屋上や壁面への緑化、生け垣の設置など、多様な方法により、住民・事業者・行政のそれぞれが緑化に取り組み、市街地においても緑あふれるまちにする。

□自然とふれあう空間をつくる

- ・河川やため池などの水辺の自然を保全しながら、住民が水辺と親しむ場所や機会を増やす。住民や事業者による、河川やため池を保全・管理する活動を促進する。

□歴史・文化と調和したまちをめざす

- ・本町における良好な環境を再認識し、基盤整備や建築・開発行為においては、環境や風景に配慮するように啓発する。住民における住環境の保全・創出・育成に関する活動を促進する。
- ・貴重な歴史・文化資源の保護を図るとともに、資源の価値を住民と共有しながら、まちづくりや環境保全に活用する。

○いのちと健康を大切にする安全のまちづくり

□公害のないまちをめざす

- ・水質調査を継続的に実施するとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを減らすための啓発など、水質汚濁防止対策を行う。

○ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり

□地球温暖化対策を推進する

- ・我が国も国際公約として温室効果ガスの削減を定めており、本町においても地球環境の保全に貢献すべく、住民・事業者・行政の連携と努力により、省エネルギー化、二酸化炭素排出削減に取り組む。